

X - 1 - 1 - 1 - 02
5 年 保 存

秋 本 交 制 第 1 2 1 号
平 成 2 4 年 7 月 2 6 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

大規模災害に伴う交通規制実施要領の制定について（例規）

今般、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の規定に基づく緊急通行車両等の確認事務、交通規制の対象から除外する車両の一部の事前届出事務等について、別添のとおり「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を定め、平成24年8月1日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、「緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領の制定について（例規）」（平成20年7月25日付け秋本交制第106号、秋本備二第169号）は、平成24年7月31日をもって廃止する。

別添

大規模災害に伴う 交通規制実施要領

【凡例】

- 「 災 対 法 」： 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 「 災対法施行令 」： 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）
- 「 災対法施行規則 」： 災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）
- 「 地 震 法 」： 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）
- 「 地震法施行令 」： 大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号）
- 「 地震法施行規則 」： 大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）
- 「 原 災 法 」： 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
- 「 原災法施行令 」： 原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）
- 「 国民保護法 」： 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
- 「 国民保護法施行令 」： 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
- 「 道 交 法 」： 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 「 道 路 法 」： 道路法（昭和27年法律第180号）
- 「 緊急交通路 」： 災対法第76条第1項の規定に基づき指定する道路の区間
- 「 確 認 標 章 」： 災対法施行規則別記様式第3の標章及び地震法施行規則別記様式第6の標章

大規模災害に伴う交通規制実施要領

第1 目的

この要領は、今後の大規模災害発生時の交通対策に万全を期するため、阪神・淡路大震災及び東日本大震災における対応を踏まえ、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認等について、秋田県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うべき事務処理等の要領について定めることを目的とする。

第2 大規模災害発生時に実施する交通対策の基本的な流れ

1 総論

(1) 基本的考え方

ア 大規模災害発生直後は人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員・物資輸送を優先する。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）交通量等に応じて順次縮小する。

ウ 通行を認める車両の範囲も、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ順次拡大する。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

災対法第76条第1項は、大規模災害発生時等に公安委員会が「緊急通行車両……以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる」としている。

大規模災害発生時における交通規制の具体的な流れの詳細については2で示すが、緊急交通路の通行を認めることとなる車両について、以下のとおり分類する。

ア 緊急通行車両

緊急自動車その他災害応急対策（災対法第50条参照）に使用される車両（第3の2参照）

ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、イ(ア)の規制除外車両として整理することとする。

イ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行を認めることとなるもの（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

(ア) 自動車番号標により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（例：自衛隊車両、大型貨物自動車、事業用自動車等）

(イ) (ア)以外の車両

2 交通規制の具体的な流れ

(1) 基本方針

大規模災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うため、被害状況の把

握と必要な交通規制を迅速かつ的確に実施するとともに、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

大規模災害発生時の交通規制は、基本的には(2)から(4)までのとおり実施するが、例えば、大型貨物自動車は(3)の第一局面から交通規制の対象としないこととして通行を認めることや、被災地域から流出する避難車両についても同様に通行を認めることが適当な場合もあり得ること、緊急交通路の交通量、道路の復旧状況等に応じて交通規制が長期・過剰とならないよう随時見直すべきことなどに留意し、臨機応変に実施すること。

(2) 初動対応

ア 交通情報の収集

災害の規模、被害状況等に加え、道路の損壊状況、交通状況等の交通情報についても迅速かつ正確な情報収集に努める。

特に、緊急交通路に予定されている道路の状況について、橋梁部を中心に、通行に支障がないか優先的に確認すること。

道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者や車両の安全を確保しつつ、道路管理者との緊密な連携の下、迅速に道路状況を確認するなど道路情報の収集を行うこと。

イ 緊急交通路の指定等に係る連絡・調整

交通情報の収集と併せて、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定や検問体制に係る関係都道府県警察及び道路管理者との連絡・調整を開始する。(なお、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施の際は、隣接し又は近接する公安委員会は災対法第76条第2項の規定により交通規制の内容等を広報しなければならないため、通行禁止等の交通規制を実施した公安委員会は、災対法施行令第32条第3項の規定に基づき関係公安委員会にその内容を速やかに通知することとされている。)

被害が広範にわたり、複数の都道府県をまたぐ緊急交通路を指定する必要がある場合などは、警察庁が被災地及びその周辺の状況に関する情報を集約した上で、都道府県警察が実施すべき交通規制について、指導・調整を行うこととなる。

なお、災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施前においても、周辺県警察等と緊密に連絡・調整を行いながら、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示によって迅速に被災区域への車両の流入抑制を図ること。

(3) 第一局面（大規模災害発生直後）

ア 交通規制の内容

災対法第76条第1項の規定に基づき、原則として、1(2)アの緊急通行車両、1(2)イ(ア)の規制除外車両のうち自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているもの並びに1(2)イ(イ)の規制除外車両のうち人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要なもの(第4に定める事前届出の対象とするもの)以外の車両について、緊急交通路の通行を禁止する。

大規模災害発生直後においては正確な被害状況の把握は困難であることから、

緊急交通路として交通規制を実施する区間については、まずは広範囲を指定した上で、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて適宜縮小する方が混乱が少ないことに留意すること。

イ 交通規制の意思決定

意思決定の内容については、「別記様式第5の規制除外車両確認証明書の交付を受け、確認標章を掲示している車両」及び自衛隊車両等であって特別の自動車番号標を有しているものを交通規制の対象から除外することとなる。

ウ 広報

全国で一斉に効果的な広報を行うことができるよう事前に広報案文や発表時間について警察庁との連絡・調整を行った上で、交通規制開始日時、緊急交通路の範囲、確認標章の掲示のない一般車両の通行は全て禁止されること等について、広報する。

なお、道路の損壊状況、緊急交通路の指定の必要性、う回路の情報も積極的に提供し、交通規制に対する県民の理解を得るよう努めること。

エ 交通規制の方法

交通規制は、災対法施行令第32条第1項の規定により、災対法施行規則別記様式第2の標示（以下「標示」という。）を設置して行うこととされている。緊急を要するため標示を設置するいとまがないときなどは、現場の警察官の指示により行うことができることとされているが、早期に標示による交通規制を行うことができるよう、標示等資機材の計画的整備・配備に努めること。

オ う回路対策

う回路の設定・誘導については、道路管理者と共同点検を実施するなどして、危険箇所がないことを確認した上で行う。必要に応じて交通要点に警察官等を配置すること。

なお、信号機の倒壊や停電による滅灯等がある場合は、速やかにその状況を把握し、警察官等の配置、信号機電源付加装置による電源の回復又は一時停止の交通規制の実施等で対応すること。

(4) 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

緊急交通路の交通量や道路状況、他の道路の交通容量、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から、更に1(2)イ(1)の規制除外車両（事前届出対象外のもの。具体例については、第4の5参照）を除外する。

また、交通容量に余裕が見られる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等について一律に除外するなど、順次、遅滞なく交通規制の対象を縮小する。

なお、これら規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整する。

3 広域緊急援助隊（交通部隊）の運用等

広域緊急援助隊は、大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、被災地又は被災が予想される地域を管轄する都道府県警察を管理する公安委員

会からの援助の要求により派遣されるが、交通部隊の主たる任務が緊急交通路の確保であることに鑑み、交通規制担当者と広域緊急援助隊（交通部隊）の事務担当者との連携を密にして交通部隊の編成等が迅速に行われるようにすること。

4 強制排除措置

緊急交通路において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災対法第76条の3第1項の規定により、警察官は「当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を執ることを命ずることができる」こととされているほか、措置命令を受けた者が命令に従わなかった場合や相手方が現場にいないため措置命令をすることができない場合には、警察官自らその措置を執ることができ、また、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができることとされている。

これらの権限については、積極的な行使に努めるとともに、警察官が自ら措置を執ったときはその措置の内容について警察本部に報告し、状況を記録しておくこと。

第3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の確認事務に係る取扱い

1 緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、秋田県知事（以下「知事」という。）と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両であることの確認」という。）に係る事前届出を実施するものとする。

なお、第2の1(2)ア記載のとおり、交通規制の対象から除外する、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。ただし、自衛隊所有車両であっても特別の自動車番号標を有していない車両は事前届出の対象とする。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、災対法施行令第32条の2第2号において「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合には、公安委員会は、事前届出を受理するものとする。

- (1) 大規模災害発生時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、災害応急対策は次のア～ケに掲げる事項について行うものとされている。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

なお、指定（地方）公共機関には、営利企業、業界団体等であっても、大規模災害発生時に災害応急対策を実施する運送会社、インフラストラクチャー関連企業等が含まれることに留意すること。

3 緊急通行車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者

事前届出を行う者は、緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とする。

イ 事前届出先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に申請し、警察本部を經由して公安委員会に行うものとする。

ウ 事前届出の際に必要な書類

輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）、当該車両の自動車検査証の写し及び別記様式第1の緊急通行車両等事前届出書2通を提出して行うものとする。

(2) 届出済証の交付等

ア 届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第1の緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）1通を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 届出済証の再交付

公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があったときは、届出済証の再交付を行うものとし、この場合においては、届出済証に「再」と朱書するものとする。

ウ 届出済証の返還

公安委員会は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証を返還させること。

エ 事前届出の処理経過

公安委員会は、別記様式第2の緊急通行車両等事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

4 事前届出車両の確認

- (1) 公安委員会は、届出済証の交付を受けた者から緊急通行車両であることの確認を求める旨の申出があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。
- (2) 公安委員会は、緊急通行車両であることの確認に当たっては、当該車両の使用主に、既に交付されている届出済証を提示させるとともに、災対法施行規則別記様式第4の証明書（以下「証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うこと。
- (3) 届出済証による緊急通行車両であることの確認は、警察本部、警察署及び交通検問所において行うことができるものとする。
- (4) 公安委員会は、緊急通行車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び証明書を交付するものとする。
- (5) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。

確認標章及び証明書については、速やかに交付すべきものであることから、公安委員会は、事前に十分な枚数の確認標章及び証明書を準備しておくこと。

5 事前届出車両以外の緊急通行車両等に対する確認要領等

(1) 確認要領

ア 確認申請

事前届出がなされていない車両の確認申請は、災害応急対策、地震防災応急対策、原子力災害応急対策又は国民保護措置（以下「災害応急対策等」という。）を実施するための緊急通行又は緊急輸送を行おうとする車両の使用主等の申出により行うものとする。

イ 申請方法

確認の申請をしようとする者には、別記様式第6の緊急通行車両等届出書に必要事項を記載の上、緊急通行車両等であることを疎明する書面及び当該車両の自動車検査証の写しとともに、出発地を管轄する警察署長に提出させるものとする。

ウ 確認のための審査事項

確認の申請を受けた警察署長は、当該車両が災害応急対策等を実施するための緊急通行車両等に該当するか否かについて、届出書及び添付書類を審査するものとする。

エ 確認標章及び証明書の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められた場合は、確認標章と証明書に必要事項を記入の上、申請者に交付するものとする。

(2) 緊急通行車両等の確認処理結果の明確化と標章の管理

警察本部及び警察署は、別記様式第7の緊急通行車両等申請確認受理簿を備え付

け、緊急通行車両等の確認の経過を明らかにしておくとともに、別記様式第8の緊急通行車両等標章管理簿を備え付け、標章の出入りの状況を明らかにしておくものとする。

- (3) 内閣府に設置される非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が災害応急対策のために使用することを依頼した車両の情報は、当該対策本部のホームページ等への掲載が予定されている。緊急通行車両であることの確認を行うに当たっては、当該ホームページ等を参照すること。
- (4) 4(5)の規定は、事前届出車両以外の車両に係る確認標章及び証明書について準用する。

6 指定行政機関等に対する指導等

(1) 指定行政機関等に対する指導

公安委員会は、指定行政機関等に対して、事前届出が行われた車両の確認要領、届出済証の再交付及び返還の手続、届出済証の自動車検査証との一体的保管等についての指導を行うものとする。

(2) 知事との調整

公安委員会は、事前届出の受理及び届出済証の交付を受けた者から申出があった場合の取扱い等について、知事と必要な調整を図るものとする。

第4 災対法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い

1 交通規制の対象から除外する車両の事前届出

公安委員会は、規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施するものとする。

なお、規制除外車両は、実際の復旧作業の状況や被災者等の生活支援の必要に応じてそれぞれ判断されることとなるので、事前届出をした車両に限られるものではない。

また、規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時に災害応急対策に使用されることとなった車両は、緊急通行車両として取り扱われることになる（なお、事前届出車両として取り扱うためには、改めて緊急通行車両としての事前届出を行う必要がある。）

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会は、次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないものについて、規制除外車両の事前届出がなされた場合には、これを受理するものとする。

- (1) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- (3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 規制除外車両の事前届出に関する手続

(1) 事前届出の概要

ア 事前届出を行う者及び事前届出先

第3の3(1)のア及びイの規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

イ 事前届出の際に必要な書類

次の書類の提示又はその写しの提出を受けるとともに、別記様式第3の規制除外車両事前届出書2通の提出を求めるものとする。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両
車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類とする。
- (イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類とする。
- (ウ) 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）とする。
- (I) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）とする。
なお、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の利用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

(2) 除外届出済証の交付等

ア 除外届出済証の交付

公安委員会は、事前届出を受理したときは、別記様式第3の規制除外車両事前届出済証（以下「除外届出済証」という。）を事前届出を行った者に交付するものとする。

イ 緊急通行車両に係る届出済証の交付等に関する規定の準用

第3の3(2)のイ及びウの規定は、除外届出済証の交付等の手続に準用する。

ウ 事前届出の処理

公安委員会は、別記様式第4の規制除外車両事前届出受理簿（届出済証交付簿）を備え付け、事前届出の受理、除外届出済証の交付等の事務処理経過を明らかにしておくこと。

4 事前届出車両の確認

- (1) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認に当たっては、当該車両の利用者に、既に交付されている除外届出済証を提示させるとともに、別記様式第5の規制除外車両確認証明書（以下「除外証明書」という。）に必要事項を記載させることにより手続を行うものとする。
- (2) 公安委員会は、規制除外車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。
確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとなるが、別途警察庁が指示する場合を除き、発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。
また、公安委員会は、事前に十分な枚数の除外証明書を準備しておくこと。
- (3) 第3の4(1)及び(3)の規定は規制除外車両であることの確認について、第3の6(1)の規定は規制除外車両の事前届出をした者に対する指導について準用する。

5 事前届出車両以外の車両に係る確認

第一局面においては、事前届出がなされた車両を含む事前届出の対象とする車両のみに対し規制除外車両であることの確認を行う。

第二局面においては、次に掲げるような車両を規制除外車両とすることを検討し、順次、規制除外車両の範囲を拡大するものとする（第2の2(4)参照）。

規制除外車両の範囲の拡大については、全国的斉一を図る必要があることから、個別に警察庁において調整する。

(1) 燃料を輸送する車両（タンクローリー）

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証等により車両の形状を確認する。

(2) 路線バス・高速バス

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送事業者で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

(3) 霊柩車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証等により車両の形状を確認する。

(4) 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

規制除外車両であることの確認に当たっては、車検証で事業用（緑ナンバー）の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、例えば、次の物資等を輸送することを確認する。

ア 医薬品、医療機器、医療用資材等

イ 食料品、日用品等の消費財

ウ 建築用資材

エ 金融機関の現金

オ 家畜の飼料

カ 新聞、新聞用ロール紙

第5 地震法の規定に基づく緊急輸送車両に係る取扱い

1 地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、地震防災応急対策活動の円滑な推進に資するため、地震法施行令第12条第1項の規定に基づく緊急輸送を行う車両（以下「緊急輸送車両」という。）であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

公安委員会が行う緊急輸送車両であることの確認の対象となる車両は、地震法施行令第12条第1項において「法第24条に規定する緊急輸送を行う車両」と規定されており、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

(1) 警戒宣言発令時において地震法第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として地震法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

であること。

なお、同項では、地震防災応急対策は次のア～クに掲げる事項について行うものとされている。

ア 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項

ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

ク その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(2) 指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等（指定地方公共機関を除く。）の活動のために使用される車両又は警戒宣言発令時に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用

第3の3、4（(5)を除く。）、5(1)、(2)及び6の規定は、地震法の規定に基づく緊急輸送車両の事前届出、緊急輸送車両であることの確認等に準用する。この場合において、第3の4(2)中「災対法施行規則別記様式第4」とあるのは、「地震法施行規則別記様式第7」と読み替えるものとする。

4 地震法の規定に基づく緊急輸送車両が届出済証の交付を受けている場合の取扱い

緊急輸送車両として届出済証の交付を受けている車両は、地震法第9条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には災対法第76条第1項の規定に基づく緊急通行車両として、届出済証の交付を受けている車両とみなすこととする。

第6 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

1 原災法の規定により読み替えて適用される災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、緊急事態応急対策活動の円滑な推進に資するため、原災法施行令第8条第2項において災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用することによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

2 事前届出の対象とする車両

原災法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「緊急事態応急対策に従事する者又は緊急事態応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の緊急事

態応急対策を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 原子力緊急事態宣言発令時において原災法第26条第1項の緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

なお、同項では、緊急事態応急対策は次のア～クに掲げる事項について行うものとされている。

ア 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

イ 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項

エ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

オ 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

カ 緊急輸送の確保に関する事項

キ 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

ク その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

- (2) 指定行政機関等及び原子力事業者（以下「原子力事業者等」という。）が保有し、若しくは原子力事業者等との契約等により常時原子力事業者等の活動のために使用される車両又は原子力緊急事態宣言発令時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

- 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出、確認等に関する規定の準用
第3の3、4、5（(3)を除く。）及び6の規定は、原災法の規定による緊急通行車両の事前届出、緊急通行車両であることの確認等に準用する。

- 4 原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い
第4の規定は、原災法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第4の1中「災害応急対策」とあるのは、「緊急事態応急対策」と読み替えるものとする。

第7 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両等に係る取扱い

- 1 国民保護法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出

公安委員会は、知事と連絡を取りつつ、国民の保護のための措置の円滑な推進に資するため、国民保護法施行令第39条において災対法施行令第33条第1項の規定の例によることによる緊急通行車両であることの確認について事前届出を実施するものとする。

なお、交通規制の対象から除外される、災害対策に従事する自衛隊車両等については、確認標章の交付はしないことから、事前届出の対象としないこと。

- 2 事前届出の対象とする車両

国民保護法において、緊急通行車両であることの確認の対象となる車両は、「国民の保護のための措置に従事する者又は国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸

送その他の国民の保護のための措置を実施するための車両」であり、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理するものとする。

- (1) 武力攻撃事態等において、国民の保護に関する基本指針、国民の保護に関する計画、国民の保護に関する業務計画等に基づき、次のア～カに掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるための措置を実施するために使用される計画がある車両であること。

ア 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

エ 輸送及び通信に関する措置

オ 国民の生活の安定に関する措置

カ 被害の復旧に関する措置

- (2) 指定行政機関等が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は武力攻撃事態等に他の関係機関、団体等から調達する車両であること。

- 3 災対法の規定に基づく緊急通行車両の事前届出及び確認等に関する規定の準用
第3の3、4、5(3)を除く。)及び6の規定は、国民保護法の規定による緊急通行車両の事前届出及び緊急通行車両であることの確認等に準用する。

- 4 国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両に係る取扱い
第4の規定は、国民保護法の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両について準用する。この場合において、第4の1中「災害応急対策」とあるのは、「国民の保護のための措置」と読み替えるものとする。

第8 災害時における報道関係車両等の取扱い

1 新聞報道機関

- (1) 新聞報道機関の緊急取材車両の取扱い

新聞報道機関については、秋田県地域防災計画において知事が指定する「指定地方公共機関」に指定されていないが、災害時における報道の社会的重要性に鑑み、緊急取材車両について、当該新聞報道機関が災害に関する報道を行うことにより、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施する義務を負うことを明らかにする内容の協定を平成9年11月10日に当該新聞報道機関と秋田県及び公安委員会との間で締結していることから、協定締結報道機関については、指定地方公共機関に準じた位置付けとして緊急通行車両として取り扱うものとする。

- (2) 新聞報道関係車両に係る事前届出・確認手続要領等

指定公共機関若しくは指定地方公共機関に指定されている報道機関又は協定締結報道機関が、道路運送業者等との契約等により日常的に取材用に使用している車両のうち、災害発生時に緊急取材用の車両として使用すると認められる車両を事前に特定することが困難なものについては、登録(車両)番号未決定の形で別記様式第1により事前届出を行わせるものとする。

なお、標章等を交付する際、実際に使用する車両の登録(車両)番号を標章及び

緊急通行車両等確認証明書に記載することとする。

2 信号機業者

信号機業者については、秋田県地域防災計画において知事が指定する「指定地方公共機関」に指定されていないが、交通の安全と円滑のため災害現場での信号機復旧業務を早急に実施する必要性があり、災対法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施することを明らかにする内容の協定を平成24年4月1日に信号機業者と警察本部（交通部交通規制課長）との間で締結していることから、協定締結信号機業者については指定地方公共機関に準じた位置付けとし、信号機業者が緊急の復旧作業に使用する車両を緊急通行車両（事前届出対象車両）として取り扱うものとする。

第9 その他

公安委員会は、緊急通行車両等の事前届出に関する手続、事前届出車両の確認手続及び事前届出車両以外の車両の確認手続等について、地方防災会議、都道府県警察のホームページ等を通じて関係機関、関係事業者等に対し、その趣旨、対象、届出要領等の周知徹底を図るものとする。

別記様式第 1

災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 書 年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 殿 届 出 者 住 所 (電 話) 氏 名 (印)		災 害 地 震 防 災 応 急 対 策 用 原 子 力 災 害 国 民 保 護 措 置 用 緊 急 通 行 車 両 等 事 前 届 出 済 証 第 号 左 記 の と お り 事 前 届 出 を 受 け た こ と を 証 す る 年 月 日 秋 田 県 公 安 委 員 会 (印)	
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所		() 局 番
	氏名		
出発地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第3

災害 原子力災害 国民保護措置用 緊急対策用 規制除外車両事前届出書 秋田県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 秋 田 県 公安委員会
番号標に表示されている番号		(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、警察署を経由して公安委員会に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所 () 局 番	
	氏名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び当該車両の自動車検査証の写しを添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第 5

<p>第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書</p> <p style="text-align: right;">秋 田 県 公安委員会 印</p>	
<p>番号標に表示 されている番号</p>	
<p>車両の用途（緊急 輸送を行う車両に あっては、輸送 人員又は品名）</p>	
<p>使用 者</p>	<p>住 所</p>
	<p>氏 名</p>
<p>通 行 日 時</p>	
<p>通 行 経 路</p>	<p>出 発 地</p>
	<p>目 的 地</p>
<p>備 考</p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 番とする。

